

原子力災害対策マニュアルの改訂について

令和 2 年 6 月 22 日
原子力防災会議幹事会

1. 趣旨

本マニュアルは、防災基本計画等を踏まえ、原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制、応急対策の実施における関係省庁との連携等の活動要領を規定したものであり、原子力防災会議の下部組織である幹事会（局長級）で決定し、原子力防災会議に報告することとしている。

近年の防災対応・訓練から得た教訓事項や、平成 29 年 7 月 5 日及び平成 30 年 7 月 25 日の原子力災害対策指針の改正を踏まえた、第 8 回原子力防災会議（平成 28 年 12 月 9 日開催）への報告以降の改訂内容について報告する。

2. 主な改訂事項

- (1) 原子力災害対策指針の改正を踏まえ、所要の修正
 - 従来、立地道府県において震度 6 弱以上の地震が発生した場合に警戒事態に該当することとされていたところ、所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合に修正
 - 原子力災害医療に係る関係機関の役割が明確化されたことを受け、適正な内容となるよう修正
- (2) 原子力総合防災訓練から得た教訓事項を踏まえ、所要の修正
 - 複数サイトにおいて事故が発生した際に、UPZ（緊急防護措置を準備する区域：発電所からおおむね半径 5 km～30 km）の大部分が重なるなど、一体として対応した方が効果的かつ実効的な場合には、サイトごとに現地対策本部長を選任しなくてもよいことを追記
- (3) 有事において、人員が不足する場合や対応が長期化する場合に備え、あらかじめ参集要員の代替要員を確保すべきことを明確化